

第九回 南相馬市仮設焼却施設運営協議会
議事録（要旨）

日 時	平成 29 年 1 月 27 日（金） 13：30～14：10		
場 所	南相馬市仮設焼却施設直轄炉 管理棟 2 階 会議室		
出席者	委 員 ◎：会長	南相馬市	◎下蛭沢行政区長 稲村 秀孝 ・下蛭沢行政区 久保田保広 ・下蛭沢行政区 吉田 良光 ・下蛭沢行政区 堀内 純命 ・市民生活部長 佐藤 幸雄 ・小高区役所市民福祉課長 堀川 信浩 ・小高区役所市民生活福祉課課長補佐 藤田 宏幸
		福島県	・生活環境部一般廃棄物課長 目黒 信二 ・相双地方振興局県民環境部長 米沢 修志
	環境省 福島環境 再生事務所	・減容化施設整備課長 小島 啓之 ・放射能汚染廃棄物対策第一課首席廃棄物対策官 大川 裕 ・減容化施設整備課課長補佐 境 道啓 ・浜通り北支所首席廃棄物対策官 小野 泰	
	事務局	環境省 福島環境再生事務所	
事業者	J F E ・ 日本国土特定業務共同企業体		
議事要旨	<p>○第八回運営協議会議事録及び議事要旨は承認された。</p> <p>○南相馬市減容化処理施設状況について事務局（環境省）より説明があった。</p> <p>○直轄炉の処理状況につき、事業者（JFE・日本国土 JV）より説明があった。</p> <p>○代行炉の処理状況につき、事業者（JFE・日本国土 JV）より説明があった。</p> <p>○質疑応答により、以下の点が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄炉については、11 月より除染廃棄物の処理を開始。除染廃棄物処理開始後も排ガス中の放射性物質濃度、業務用地境界の空間線量率とも変化はない。 ・代行炉については、12 月 19 日に対策地域外の災害廃棄物の処理を完了し、農林業系廃棄物及び除染廃棄物の処理を開始した。これらの廃棄物処理開始後も排ガス中の放射性物質濃度、業務用地境界の空間線量率とも変化はない。 ・埋却家畜(*)を、南相馬市仮設焼却施設にて処理する。 ・8,000 Bq/kg を超えた指定廃棄物（可燃性）を南相馬市仮設焼却施設にて処理する。 <p>(*)東日本大震災に伴う原発事故の避難指示により発生した旧警戒区域内の放れ家畜対策として、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示及び農林水産省の通知により行われた埋却家畜。また、処理は冬期に行う予定。</p> <p>○次回協議会は、平成 29 年 4 月に開催する。</p>		